

EUにおける最新の動きと対応について(未定稿)

1. EUにおける最新の動き(透明性指令(案))

EUの透明性指令(案)(継続開示:年次報告書・半期報告書の開示義務等)について、欧州議会が3月30日に承認。財務相理事会の政治的合意(2003年11月)を修正。今後、財務相理事会により採択される必要。

採択は2004年秋、施行は2006年秋の模様。施行までは、現状の取扱いが継続する模様。

現時点での透明性指令(案)のうち、外国会計基準(第3国基準)に関連する部分は、別紙の模様。

4月19日(月)に開催されたヨーロッパ証券委員会(ESC:加盟各国の財務省等で構成)において、目論見書指令に基づくEC規則案や外国会計基準(第3国基準)の国際会計基準(IAS)との同等性を評価するメカニズムについて、議論された模様。

当該ESC会合において、ヨーロッパ証券規制当局委員会(CESR:英国FSAや仏・金融市場庁(AMF)等加盟各国の証券規制当局で構成)が評価する(技術的助言)とのECの提案が承認された模様。

2. 対応

(1)これまでの対応とEU側の反応

欧州委員会(EC)やEU主要国当局に対し、2国間対話(注)、個別訪問やレタ-の発出等を通じて、我が国企業会計基準の同等性を認めるよう要請。

(注)例えば、日・EU財務金融ハイレベル協議(昨年11月)、日・EU規制改革対話(本年2月)、日・EUハイレベル協議(本年3月)等。

これに対するEU側の反応は、総じて、以下。

- ・ 日本側の問題意識を十分認識。

- ・ 今後とも日本側との対話を十分行いたい。
- ・ その際には、会計基準の詳細について議論したい。

(2)我が国会計基準の説明

このようなEU側の意向を踏まえ、EU関係当局に対して、我が国会計基準の整備・改善状況、国際的収斂(convergence)に向けた考え方、日本基準とIASとの比較等について、説明することが重要。

(以上)

(別紙)

第3国(EU域外国)の証券発行者の取扱い

証券発行者のEUにおける母国所轄当局(competent authority of home Member State)は、

当該証券発行者の母国基準がIASと同等な場合(equivalent requirements)、または

EU母国所轄当局が同等と考える(considers as equivalent)第3国基準については、適用除外することが可能。

2007年1月1日までの経過措置

「国際的に受け容れられている会計基準(internationally accepted standards)」(注)については、2007年1月1日以降に開始する事業年度以前(2006年度まで)は、適用除外。

(注)ECはこれまで米国基準のみを指すとの解釈。これは、米国基準を使用しているEU企業があるため。

外国会計基準の同等性評価のメカニズム

ECは同等性評価のためのメカニズムを設けるための実施措置を採択すべき。

外国会計基準の同等性決定の時期

ECは、遅くとも指令の施行5年後までに、第3国基準の同等性に関する必要な決定を行うべき。

上記において、ECが第3国基準について同等でないと決定した場合、ECは、適切な経過措置の間、関係する証券発行者に対して、当該基準の継続使用を認めることが可能。

負債証券に係る適用除外

第3国の証券発行者が発行して2005年1月1日以前にEU域内で上場されている負債証券の年次報告書については、一定の要件(真実かつ公正な概観等)

の下、第3国基準が使用可能。半期報告書については、2005年1月から10年間、第3国基準が使用可能。

ECは、遅くとも2009年6月30日までに当該指令の運用に関する報告書を提出する義務。当該報告書には、既存の負債証券に対する10年間の適用除外を廃止することの適切性、その欧州資本市場への潜在的影響等が含まれる。

(以上)